

(表)
不利益処分の処分基準 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 5 9
不利益処分の内容		おもちゃの廃棄命令又は営業の禁止若しくは停止（第 5 9 条から第 6 1 条までの規定の準用）	
根拠法令及び条項		食品衛生法第 6 8 条第 1 項	
処 分 基 準	関 係 条 項		
	基 準 (未設定の場合は その理由)	食品衛生関係行政処分等取扱要領	
	参 考 事 項		
	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定（令和 6 年 1 0 月 1 日最終変更）	